名護市新規創業雇用支援事業 募集要項

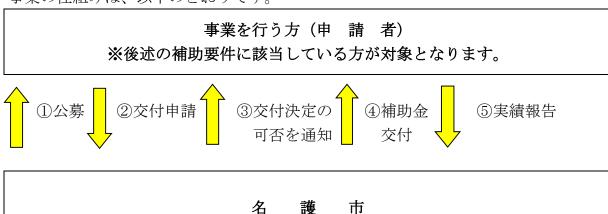
1. 事業の概要

(1)目的

市内で新たな起業と雇用を創出する新規創業間もない中小企業者・小規模企業者 に対し、対象雇用者に対する賃金費用の一部を補助することにより、雇用の継続、 雇用の安定化を図ることを目的に、「名護市新規創業雇用支援事業」を実施しま す。

(2)事業の仕組み

事業の仕組みは、以下のとおりです。



2. 補助対象者

事業の申請時においてに市内で3年以内に創業した中小企業者・小規模企業者。 補助事業の対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で新規創業した者であって、市内に主たる事務所又は事業所を有する 者(名護市内に事務所登録、営業届等の手続きが済んでいる者)
- (2)法人市民税又は市税に滞納がない者
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1号)に 定める営業を行う者でないこと。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は 警察当局から排除要請された者ではないもの
- (5)補助事業を適確に遂行するに足りる能力を有する者。ただし、宗教活動又は 政治活動を主たる目的とする団体ではないもの
- (6)その他市長が不適当と認める事業者でないこと

3. 補助の交付要件及び補助金の額

- (1)補助の対象となる雇用者の要件
 - ①対象となる雇用者は市内に住所を有する者で、事業主により新たに雇用された正社員であること。
 - ②対象となる雇用者を雇用した日から起算して6ヵ月の雇用期間があること。
 - ③対象となる雇用者の基本給が対象期間中の最低賃金額(時間額)以上あること。

※最低賃金額(時間額)=月給÷1ヵ月平均労働時間

- ④対象となる雇用者を雇用しなくなったときは、当該補助金は交付しない。
- ⑤対象となる雇用者を雇用した事業主が、当該対象雇用者を交付対象として本 市の雇用に関する他の奨励金、助成金等の交付を受けた場合は、上記①~③ にかかわらず、当該対象雇用者については補助金の交付対象としない。
- (2)補助金の額

対象となる雇用者 1 人につき 1 ヵ月 2 万 5 千円を限度とし、 6 ヵ月補助とする。(ただし予算の範囲内で交付)

交付は1回限り(過去に同補助金を活用していない事業者)とし、対象となる雇用者2人までとする。

(3)補助対象期間

補助金の交付を決定した日から当該決定した日の属する年度の3月31日までとする。

(4)補助金の交付申請

補助金の交付の申請をしようとする対象事業主は、必要な書類を提出してください。

- (5)必要書類
 - ① 交付申請書 (様式第1号)
 - ② 事業実施計画書 (様式第2号)
 - ③ 新規創業が確認できる資料 (定款及び登記簿謄本、開業届け等)
 - ④ 会社案内等事業概要の確認ができる資料
 - ⑤ 法人市民税又は市税を滞納していないことを証明する書類(完納証明書)
 - ⑥ 対象雇用者を新たに雇い入れたことが証明できる書類(公共職業安定所求 人票、紹介状等)
 - ⑦ 対象雇用者の労働契約書及び基本給が確認できる書類
 - ⑧ 対象雇用者の住民票
 - ⑨ 対象雇用者の6ヵ月以上出勤状況が確認できる出勤簿の写し
 - ⑩ 対象期間における対象雇用者の6ヵ月以上賃金支払状況が確認できる賃 金台帳などの写し

4. 応募について

(1)応募方法

以下の提出書類を持参または郵送にて**名護市商工・企業誘致課**へ提出してください。

・正本(申請書・提出書類一式) : 1部(片面印刷)

(2)応募期間及び交付上限件数

	応 募 期 間	交付上限件数
前期	令和7年5月1日(木)~令和7年8月29日(金)	2件
後期	令和7年9月10日(水)~令和7年12月12日(金)	2件

受付時間:土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで予算に達し次第、応募は終了となります。

※注意事項

- ①書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、申請 書類等の確認を必ず行い提出してください。
- ②FAX及びメールによる提出は受け付けません。
- ③提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。
- (3)申請に関する注意
 - ①応募に関しては、一申請者1件とします。
 - ②交付決定された場合でも、補助金交付額は、審査、査定などの結果、申請額と異なる場合があります。
- (4)提出先及び問い合わせ先

〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号 名護市民会館2階 名護市 商工・企業誘致課 商工係

TEL: 0980-53-7530

受付時間:8:30 \sim 17:15 (十・日・祝祭日・12:00 \sim 13:00は除く)

5. 審査及び交付決定

(1)審査方法

申請された内容について、審査を行います。審議結果を踏まえ、補助金を採択します。

(2)交付決定

交付の決定は、市から申請者に通知します。

(3)交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても決定を取り消し、補助金の返還請求を行うことがあります。